



法令相談室から

令和3年を振り返って

全国市長会顧問弁護士

松崎 勝

1 はじめに

1 昨年も、東京2020オリンピック・

パラリンピック競技大会の開催、菅内閣総理大臣の辞任、衆議院議員選挙等、さまざまな出来事があったが、令和3年はどんな年かと問われれば、まさにコロナ禍2年目という年であったと思われる。

2 私は、弁護士として、地方公共団体からの法律相談のみならず、民間団体（民間企業）からも法律相談を受けているが、昨年1月早々に、ある社会福祉法人から法律相談を受けた。

3 法律相談の内容は、弁護士として守秘義務があるのでデフォルメして言えば、

(1) 当該法人が設置する特別養護老人ホームで、いわゆるクラスターが発生し、複数の入所者（高齢者）が死亡した。

(2) 地方公共団体の指導もあって、遺族への説明会を開くこととなった。

(3) ついては、法律家の立場からどんな点について注意すべきかアドバイスをしてほしいというものであった。

4 私は、弁護士としての経験を踏まえ、法律以前の問題として、人間と人間との関係の基本は信頼関係であり、(1)「至誠天に通ずる」ことを信じて、誠意をもって対応すること、(2)決して嘘をつかないこと、(3)人間にとって身内の死はまさに重大事であり、身内の死に直面した人に対する上手な対応法など存在しないとアドバイスをしたのである。

5 その後、当該法人から説明会が終了したことの報告があったものの、訴訟やトラブルに発展したとの話はないのであ

り、いささか自慢めくが、私の上記アドバイスは適切であったと自負している次第である。

6 なお、私に与えられた命題は、市長会の「法令相談室から令和3年を振り返って」というものである。地方公共団体として令和3年に出された最高裁判決（判例）について、読んで、知っておくべき最高裁判決（決定）として、①最高裁令和3年2月24日大法廷判決（那覇市孔子廟住民訴訟事件）、②最高裁令和3年3月2日第三小法廷判決（栃木県補助金不当利得返還請求事件）、③最高裁令和3年6月23日大法廷判決（国分寺市戸籍不受理事件）の3つがあるので、概要を紹介するので、是非判決を読んでいただきたく思う次第である。

2 最高裁令和3年2月24日 大法廷判決

1 事案の概要等について

(1) 本件は、那覇市の管理する都市公園内に建築された孔子等を祀った施設（久米至聖廟。本件施設）について、那覇市が公園使用料を免除したことをめぐる住民訴訟である。

(2) 那覇市の住民である原告は、那覇市長が孔子廟（本件施設）を建築、管理している一般社団法人に対し、都市公園内に孔子廟の建築を認めたくえ、公園使用料を免除したことは、憲法20条、同89条に違反するものであり、財産管理を怠るものであるとして、那覇市長を被告として住民訴訟を提起し、上記一般社団法人は補助参加人として訴訟に参加したのである。

(3) 本件については、①第1次第1審判決（那覇地裁平成28年11月29日判決）、②第1次控訴審判決（福岡高裁那覇支部平成29年6月15日判決）、③第2次第1審判決（那覇地裁平成30年4月13日判決）、④第2次控訴審判決（福岡高裁那覇支部平成31年4月18日判決）が存在するのであり、本判決は、被告が敗訴した前記④第2次控訴審判決の上告審判決である。

2 主旨

(1) 参加人の上告を棄却する。
(2) 原判決中第1審原告敗訴部分を破棄する。
(3) 前項の部分につき、第1審被告の控訴を却下し、参加人の控訴を棄却する。
(4) 控訴費用及び上告費用は第1審被告の負担とする。

3 判旨

本判決は、参加人が本件施設で行なっている祭禮等については、「宗教的意義を有する儀式というほかない。」と判示したうえ、「本件施設については、一体としてその宗教性を肯定することができることはもとより、その程度も軽微とはいえない」旨を判示し、結論として「以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件免除は、市と宗教との関わり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当すると解するのが相当である。」と判示し、那覇市長である被告の公園使用料を免除した行為は違法であり、那覇市長が参加人に対し、公園使用料181万7063円を請求しないことは違法である

ると判示したのである。

4 本最高裁判決の意味について

(1) 本件については、前記で述べたとおり、4件の判決が存在するのであり、原告の請求の趣旨も多様であったのであるが、最終的には、被告である那覇市長が参加人に対し公園使用料181万7063円を請求しないことについて、公園使用料という債権の管理を怠るものであり、違法であるとの最終判断がなされたものである。

(2) 憲法20条、同89条が規定する政教分離原則（政教分離規定）については、最高裁昭和52年7月13日大法廷判決（津地鎮祭判決）や最高裁平成22年1月20日大法廷判決（砂川市空知太神社訴訟判決）等住民訴訟の判例が積み重ねられているのであり、本最高裁判示は、地方公共団体としては政教分離原則については、慎重に対応しなければならぬことを示唆しているものである。

3 最高裁令和3年3月2日 第三小法廷判決

1 事案の概要について

(1) 本件は、国の補助金をめぐり、栃木県が国に返納した1億9659万0956円に関し、栃木県が原告となり、国を被

告とした不当利得返還請求事件である。

(2) 本件補助金は、国から栃木県、栃木県から宇都宮市、宇都宮市から事業者(株)エコシテイ宇都宮へ交付されたものであり、事業者(株)エコシテイ宇都宮が補助金を重要な財源として設置した堆肥化施設(本件施設)における操業を停止し、本件施設について、担保不動産競売により所有権を失ったことから問題となったものである。

(3) 本件に関連して、栃木県が宇都宮市を訴えた①宇都宮地裁平成27年3月4日判決、その控訴審である②東京高裁平成27年7月15日判決(なお、当判決は最高裁で不受理決定がなされており、栃木県敗訴で確定している。)が存在しているし、栃木県の住民が原告となつて栃木県知事を訴えた住民訴訟として、③宇都宮地裁平成28年3月23日判決、その控訴審判決である④東京高裁平成29年1月26日判決(なお、当判決も最高裁で不受理決定等がなされており、住民敗訴で確定している。)が存在しているのである。

(4) 本件の争点は、栃木県が国に返納した補助金1億9659万0956円が、法律上の根拠なく支払われたものであるか、換言すれば、国が栃木県知事になしていた「補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律」(補助金適正化法)22条の承認の効力は、補助金適正化法7条3項の承認と判断出来るか、当初の交付金交付決定の際に付された「本件施設の処分価格に係る国庫補助金額」を納付するとの附款が有効か否かであったのである。被告国が第1審、控訴審で敗訴したことから被告国が上告したものである。

2 主文

(1) 原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。

(2) 被上告人の請求を棄却する。

(3) 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

3 判旨

本判決は、補助金適正化法7条3項にもとづく承認と補助金適正化法22条にもとづく承認との関係について、「法は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする(1条)。法22条は、補助事業者等が補助事業等により取得した財産について、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない旨を定め、もつて財産の処分を制限しているところ、これは、補助事業

等により取得された財産が処分され、補助事業者等により補助金等の交付の目的に沿つて使用されなくなる事態となつては、当該目的が達成し得なくなるために設けられたものと解され、当該承認は、これを得ることなく上記の事態に至ることを防止することを目的とするものである。」と判示し、続けて「そして、法7条3項による本件交付決定条件も、間接補助事業等により取得された財産が補助金の交付の目的に反して処分されることを制限するためのものと解され、交付事業者である被上告人が当該財産の処分に係る承認をするに際して関東農政局長がする承認は、これを得ることなく当該目的が達成し得なくなる事態に至ることを防止することを目的とするものである。」と判示し、さらに「このように、法22条に基づく承認と法7条3項による本件交付決定条件に基づく承認は、その目的を共通にするものということができる。」と判示し、結論として、「以上に検討したところによれば、本件承認は、法7条3項による本件交付決定条件に基づいてされたものとして適法であるといえることができる。」「本件附款も無効であるとはいえない。」と判示し、栃木県が国に返納した補助金について、原告栃木県の法律上

の原因を欠くものであり、不当利得となるとの主張を排除し、被告国の主張を認め、被告国勝訴の判断をなしているのである。

4 本最高裁判決の意味について

(1) 本件についても、前記に述べたとおり、住民訴訟を含めて4件の判決が存在するのであり、本最高裁判決は、いわゆる「無効行為の転換」の法理にもとづく判断をなしたものと評価出来るものなのである。

(2) いわゆる補助金をめぐっては、国の立場、県の立場、市町村の立場がそれぞれ存在するのであり、本最高裁判決は、市としては、国の補助金はあくまで特定の目的のために交付されるという原点を踏まえて対応しなければならぬこと、より直截に言えば、補助金については、補助事業が失敗した場合には、返納問題が生ずることを前提に対処しなければならぬことを示唆しているものである。

4 最高裁判令和3年6月23日 大法廷決定

1 事案の概要について

(1) 本件は、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載して婚姻の届出をしたところ、国分寺市長がこれを不受理とする処分を受けた者(原告人)が、

上記処分が不当であるとして、戸籍法122条に基づき、同市長に上記届出の受理を申立てたものである。

(2) 本件の争点は、夫婦同氏制を規定した民法750条が憲法24条等に違反するものであるか否かの点にあったのである。

2 主文

(1) 本件抗告を棄却する。

(2) 抗告費用は原告人らの負担とする。

3 判旨

「民法750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであり(最高裁平成26年(オ)第1023号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2586頁(以下「平成27年大法廷判決」という。))、上記規定を受けて夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反するものでないことは、平成27年大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。」

4 本最高裁決定の意味について

(1) 我国は民法750条において、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定していることから明らかかとおり、夫婦同氏制を採用しているものである。

(2) 本最高裁決定は、民法750条の規定

は憲法に違反しない旨を明確に判示しているのである。

(3) 近時、親子関係、夫婦関係をいかに考えるかについていろいろな考え方が存在するところであるが、本最高裁決定がいみじくも判示するとおり、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである。本件処分の時点において本件各規定が憲法24条に違反して無効であるといえないことは上記のとおりであって、この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないといふべきである。」ものなのである。

5 おわりに

1 我国は法治主義の民主国家であり、国民の間に種々の意見、見解が存在することを当然の前提としている国家である。

2 私は弁護士として法律相談を受ける立場にあるものであるが、意見、見解が相違した場合には、司法の場で判断を受けることも必要であることを付言する次第である。